

議事概要

令和4年度 第3回 周南市環境審議会

1. 日 時：令和5年1月30日（月）13時30分～15時30分
2. 場 所：周南市徳山保健センター 1階 健診ホール(周南市児玉町1-1)
3. 出席者：委員29名、オブザーバー4名、傍聴者5名、説明者9名（東ソー株式会社8名、株式会社東京久栄1名）、事務局7名
4. 配付資料
 - 資料1. 次第
 - 資料2. 委員名簿
 - 資料3. 配席図
 - 資料4. 周南市環境審議会条例
 - 資料5-1. 東ソー株式会社南陽事業所 バイオマス発電設備新設に伴う環境保全対策について（資料－①）
 - 資料5-2. 東ソー株式会社南陽事業所 第2発電所 バイオマス発電設備新設に伴う環境保全計画（資料－②）
 - 資料5-3. 東ソー株式会社南陽事業所 自主的な環境影響評価（環境アセスメント）（資料－③）
 - 資料5-4. 株式会社東京久栄「東ソー南陽事業所第2発電所バイオマス発電設備新設計画に係る環境自主アセスメント報告書」
 - 資料6. 東ソー案件に対する技術調査会審議検討結果
 - 資料7. 周南市騒音・振動規制法指定地域図及び周南市悪臭防止法規制地域図の見直しについて
 - 資料8. 周南市案件に対する技術調査会審議検討結果

5. 内容

事務局より、会議は、環境審議会委員35名中29名の出席があり、会議の開催定数である過半数に達していることを報告。

（1）議題1 東ソー株式会社 南陽事業所 第2発電所バイオマス発電設備新設に伴う環境保全計画について

東ソー株式会社より資料5-1、資料5-2、資料5-3を用いて説明を行い、技術調査会浮田委員長より資料6を用いて技術調査会での審議検討結果の説明を行い、その後質疑を受けた。

委員A：【資料－③（資料5-3）スライド番号9の騒音予測の地点1の計画後と資料－②（資料5-2）P.10の表-8敷地境界での騒音予測の予測地点T0-2の計画後の値の違いの説明について】資料5-4のページ2.2-14の表2.2-9の

説明がありましたけど、騒音予測の数値の違いについて、もう一度説明願います。

東ソー：環境保全計画である資料-②については騒音規制法の特定施設に該当する 31 基について算出し予測した値で、環境自主アセスメントである資料-③については資料 5-4 の表 2.2-9 すべての機器 147 基について算出し予測した値です。

委員 A：これら発生施設について、建屋等に入っているものについては、その影響を考慮しているのですか。

東ソー：建物等の壁による音の減衰等を考慮して予測しています。

委員 A：環境自主アセスメントの方が安全サイドで見積もっているということですか。

東ソー：そうです。

委員 B：新しい施設が高さ 50m のもので建設されますが、基礎は大丈夫なのか。工事の際の騒音・振動の影響はどうか。どういう目安で耐震対策をしているのか。

東ソー：基礎工事に関して、投入ピットの部分が地下 9m で最も深い。工事が与える影響は、弊社工事実績から、特別外部への影響はないものと考えています。耐震強度については、構造計算しており問題ないものと考えています。

委員 B：緑化について、余裕があればもっと増やしていただきたい。

東ソー：今回は基準に基づいた緑化を考えていますが、スペース等の制約を考慮しつつ、緑化を検討していきたいと考えています。

委員 B：【資料 5-2（資料-②）P.11（7）緑化関係】266m²を増やすということか。

東ソー：事業所では、7 号ボイラの計画以外にも逐次新增設計画を進めており、7 号ボイラ単独では基準 5% であるが、他の計画も含め、事業所全体で現在緑化率 7.4% であるところを維持しつつ、全体を通して、少しでも増やせるよう検討してみるということです。

委員 C：2 段燃焼方式の仕組みを教えてください。なぜ、窒素酸化物を抑制することができるのか。

東ソー：窒素酸化物には、燃料中の窒素分から発生するフューエル NO_x と、空気中の窒素から熱により発生するサーマル NO_x がある。2 段燃焼方式とは、空気を 2 段階に注入するもので、1 か所に注入すると高温になって急激な温度上昇が起きて窒素酸化物が増加するものを抑制するものである。資料-②P.6 の一次・二次通風機のように、2 箇所から空気を供給し、炉内の燃焼温度を高温にしないことにより窒素酸化物の発生を抑制するものです。

会長：空気を 1 か所に入れると局所的に高温となり NO_x が急増するため、分

散らせて空気を入れることにより温度上昇を抑止し、サーマル NOx を抑制させるということですね。

委員 C :【資料 5-2 (資料-②) P. 10 3)】余剰水を削減して総排水量が変わらないということですが、単なる数合わせでないことの説明がほしい。

東ソー : 工場では受水量、つまり事業所入口側の水量が決まっています。設備で使用する水を特定排水と非特定排水としており、使用しないで設備を通らないで出ていく水を余剰水としています。7 号ボイラから排出される非特定排水が 912m³/日増加するが、その増加分に対して余剰水を削減するので、事業所出口側での総排水量は変わらないということです。

委員 C : 新しい施設として、二酸化炭素が年間 50 万トン削減されることは素晴らしいことと思う。【資料 5-1 (資料-①) スライド番号 7】次に古い 3 号ボイラの更新等の予定はあるのか。

東ソー : 今のところ数年以内に廃止の予定はないが今後の検討となる。今回の二酸化炭素年間 50 万トン削減にとどまらず、既設施設でもバイオマスの使用量を増やしていきながら、更なる二酸化炭素を削減したいと考えています。

委員 D : 周南市で発生する剪定枝をバイオマス燃料として使用していただいております、ありがとうございます。実際、建築廃材に剪定枝はどれくらい使用するのか。今後の使用の見込みは。

東ソー : 建築廃材に数%の剪定枝を混ぜて使用しています。7 号ボイラでは剪定枝の使用を増やしていくことを検討していきたいと思っています。

委員 E : 資料-②の 8 ページ表-4 で、窒素酸化物は 250ppm で大防法規制値と同じ値で、9 ページ表-5 で、2 号ボイラは 7 号ボイラより大きく、大気汚染防止法を超過していたということですか。

東ソー : 資料-②の 8 ページは濃度であり、9 ページはこの濃度に排ガス量を掛け合わせた量となっています。2 号ボイラの方が 7 号ボイラより排ガス量が大きいため、2 号ボイラの方が大きな値となっています。

委員 E : RPF は塩素系が含まれているということで、使用制限はどの程度なのか。購入輸入ということだが、例えば、倒木、流木、災害ごみなどの活用はできないのか。市の方に確認したいが、この審議の後の流れはどうなるのか。また騒音・振動の予測をされているがその検証のようなものはどうするのか。

東ソー : ボイラに投入する燃料中の塩素分を 0.1%以下に抑える必要があり、そのために、全体の燃料使用量割合で RPF20%以下の制限をしています。分析をして使用できるものであれば検討できますが、流木は海水を含み塩素がありなかなか難しいと思っています。その都度判断は行っていくものとなります。数年前からの実績で、近隣の岡山県や熊本県で発生した災害ごみについて南陽事業所で受け入れた実績があり、災害時協力についてはそ

の都度判断させていただき取り組んでいきたい。騒音・振動については、定期的に測定をし、市の協定値以下であることを確認しており、超えた場合は、原因を調査、対策を行うこととしています。

周南市：今回は、東ソーさんと周南市が環境保全協定を締結していることによる案件ですが、この計画が了承されれば、着工、完工の報告を受け、1年程度の実績から協定値の見直し、その後、協定値を守られているかの自主測定、市の確認という手続きとなります。

本計画についての了承を委員挙手多数により確認し、環境審議会において了承として市長へ答申することとなった。

(2) 議題2 周南市

騒音・振動規制法指定地域図及び悪臭防止法規制地域図の見直しについて

周南市環境政策課より資料7を用いて説明を行い、技術調査会浮田委員長より資料8を用いて技術調査会での審議検討結果の説明を行い、その後質疑を受けた。

委員E：このあとの手続きについて説明してほしい。

周南市：了承された場合、図面のGISデータを修正し、告示の手続きを予定している。今回は、規制が緩和される変更のため、周知のための期間を特別設定することなく、告示等により周知する予定である。

本提案についての了承を委員挙手多数により確認し、環境審議会において了承として市長へ答申することとなった。

以上で会議を終えた。